



静岡市番号条例の一部改正骨子案

I この資料での用語の定義

- 1 番号法
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
- 2 番号条例
静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年静岡市条例第 111 号）
- 3 個人番号
特定の個人を識別するための 1 人ひとり異なる 12 桁の番号、いわゆる「マイナンバー」のこと。
- 4 特定個人情報
個人番号をその内容に含む個人情報

II 番号法で定めている個人番号の利用範囲

- 1 国が認める番号利用事務（番号法別表第 1（第 9 条第 1 項））
個人番号を利用できる者（国や地方公共団体等）と事務を規定しています。
- 2 国、県、他の地方公共団体等との情報連携（番号法別表第 2（第 19 条第 7 号））
情報提供ネットワークシステムを使用した国や他の地方公共団体等との間の特定個人情報の授受（情報連携）ができる事務及び特定個人情報を規定しています。なお、第 22 条第 1 項の規定により、第 19 条第 7 号の規定による特定個人情報の提供は義務とされています。

III 番号条例で定めている個人番号の利用範囲

- 1 独自利用事務
番号法では、個人番号の利用及び特定個人情報の提供ができる事務を規定していますが、この番号法に規定のある事務のほか、本市が独自に個人番号を利用する事務を番号条例で規定しています。
- 2 庁内連携
番号法では、国や他の地方公共団体等との間の情報連携について規定していますが、静岡市長が、ある事務を処理するために、別の事務で保有する特定個人情報を利用するといったように、同一の執行機関内での情報連携（庁内連携）について、番号条例（の別

表）で規定しています。

※ 同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供

静岡市長から静岡市教育委員会へ、特定個人情報の提供を行う場合のように、本市の中における他の機関へ特定個人情報の提供を行う場合にも、番号条例に定める必要がありますが、これを必要とする事務は現在ないため、番号条例には規定をしていません。

IV 改正の理由

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の本格運用が開始され、庁内連携も本格的に開始しました。番号法別表第 2 を庁内連携等に利用できるよう番号条例の改正を行うことにより、国が番号法又は番号法を具体化する主務省令で個人番号を用いて国や他の地方公共団体等との情報連携ができる事務や特定個人情報については、本市においても当然に庁内連携等をできるようにすることで、積極的に個人番号を活用していこうとするものです。

V 改正の概要

本市における庁内連携は、番号条例に掲げているとおりですが、番号法別表第 2 に掲げられ、国や他の地方公共団体等との間の情報連携ができるものについては、本市内部における情報連携ができるよう番号条例を改正しようとするものです。

具体的には、次のように整理しようとするものです。

改正前		改正後	
本市以外との情報連携	番号法 (番号法別表第 2 に規定)	本市以外との情報連携	番号法 (番号法別表第 2 に規定)
本市内部の情報連携	内 同一の執行機関 (庁内連携)	本市内部の情報連携	番号条例 (条例別表に規定)
	機関間		—
			番号条例 (番号法別表第 2 の規定を準用) + 条例別表に規定
		他の執行機関間	番号条例 (番号法別表第 2 の規定を準用)

「V 改正の概要」について、皆様からのご意見をお待ちしています。